

別記様式第2号（第5条関係）

精華町緊急通報装置体制等整備事業利用同意書

精華町長 様

精華町緊急通報装置体制等整備事業の利用の申請にあたり、下記のことに同意します。

- 1 精華町緊急通報装置体制等整備事業（以下「事業」という。）の円滑な運用のために、申請書類の内容を精華町消防本部、事業の受託事業者等の事業の利用に関わる関係機関に、町が情報提供すること。
- 2 緊急通報装置（以下「装置」という。）の設置場所が電話器から離れている場合、別途取付け費用等（利用者負担）が必要となること。
- 3 装置を取り付ける電話回線が、光回線等である場合は、停電時に通報ができない、保守通報が実施されない等の不具合に起因するいかなる苦情又は損害賠償について、町及び関係機関に対し一切申し立てないこと。
- 4 装置の利用において、適切な管理のもと使用し、譲渡、転貸又は担保に供する他の目的には使用しないこと。また、装置を破損した場合、速やかに状況を報告し、その損害を賠償しなければならないこと。
- 5 町長は、申請者が転居・転出のほか設置住居を長期不在となる場合、虚偽の申請その他不正な手段により事業の利用に至ったとき、精華町緊急通報装置体制等整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び当該同意事項に違反したときは、事業の利用決定を取り消すことができること。
- 6 緊急通報により訪問した精華町消防本部若しくは精華町の職員又は協力員が必要な範囲内において、敷地及び住居に立ち入ること。
- 7 緊急通報により訪問した精華町消防本部若しくは精華町の職員が安否確認及び安全確保のために行った必要かつやむを得ない行為により生じた損害については、精華町消防本部、精華町及び職員は責めを負わないこと。
- 8 本事業の利用について、実施要綱を遵守すること。

年 月 日

申請者氏名 _____

住所 _____